

高速道路建設促進に関する 要望書

全国高速自動車道市議会協議会は、平成19年度高速道路建設促進に関する要望書を議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成18年10月

全国高速自動車道市議会協議会
会長 真田 護
(倉敷市議会議長)

高速道路建設促進に関する要望書

目 次

- 1 . 高速道路の建設促進について
- 2 . 道路特定財源の確保について
- 3 . 高速道路の通行料金について
- 4 . 高速道路関連施設のバリアフリー化について
- 5 . 交通渋滞・沿道環境・安全対策等の推進について
- 6 . 高速自動車国道における消防救急業務に対する支援について

要 望

高規格幹線道路の供用延長は、総延長 14,000 kmのうち、約 8,800 kmに止まっており、整備の現況は未だ道半ばである。

こうした中、昨年 10 月 1 日の道路関係四公団の民営化を始め、本年 2 月の国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、4 月 1 日からは民営化スキームに基づく会社の自主性を尊重した高速道路事業が本格的にスタートした。

これにより、高速道路の建設は、高速道路会社による有料道路方式並びに国と地方の負担による新直轄方式で進められるが、我が国の地域社会の発展・再生のためには、従来の建設スピードを超える一体的で継続的な整備促進を図ることにより、早期の高規格幹線道路ネットワークの実現が極めて重要である。

そのためには、道路特定財源は、受益者負担の原則に則り、全額が道路整備費に充当されることが重要である。

また、利用者の利便性・快適性の向上に結びつく ETC、スマートインターチェンジの積極的な推進を図るとともに、サービスエリア・パーキングエリアのバリアフリー化、交通渋滞・沿道環境・安全対策等の更なる充実を図る必要がある。

よって、国土を一体化する高速道路ネットワークの早期実現、高速道路及び関連施設等の充実が図られるよう、次の事項の実現を強く要望する。

1．高速道路の建設促進について

- (1) 高速自動車国道の整備計画区間 9,342 kmの早期完成を図るとともに、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路を併せた高規格幹線道路 14,000 kmのネットワーク化を早期に実現すること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路の建設を促進すること。
- (3) 高速道路の建設に当たっては、地方の声を十分に反映し、従来の建設スピードを超える一体的で継続的な整備促進を図ること。

2．道路特定財源の確保について

受益者負担の原則を前提とする道路特定財源については、全額を道路整備費に充当するとともに、自動車重量税の地方への譲与割合を引き上げること。

3．高速道路の通行料金について

地域の活性化及び一般道路の交通渋滞の緩和等を図るため、多様で弾力的な料金体系の充実を図ること。

4．高速道路関連施設のバリアフリー化について

サービスエリア・パーキングエリアのバリアフリー化を推進すること。

また、障害者用駐車スペースを増設すること。

5 . 交通渋滞・沿道環境・安全対策等の推進について

- (1) ETC(自動料金収受システム)の普及促進を図るなど最先端の情報通信技術を用いた ITS(高度道路交通システム)を推進すること。
- (2)集中豪雨及び豪雪、地震等に対する防災に優れた道路構造の開発及び道路擁壁の整備など防災設備を推進すること。
- (3)スマートインターチェンジの社会実験を踏まえ、本格導入による設置をより一層推進すること。
- (4) サービスエリア等における地場製品の販売及び観光案内等の促進のため、施設の一部を地域に積極的に開放すること。
- (5) 高速道路の事故防止対策として、暫定2車線区間の中央帯レーンマークの改良など交通安全対策に万全の措置を講じること。

6 .高速自動車国道における消防救急業務に対する支援について

高速自動車国道における消防救急業務に対する支弁金制度については、救急業務のみならず、消防業務を対象に加えるとともに、火災・救助件数に配慮した算定とするよう制度の改善を図ること。

また、インターチェンジ所在市町村(消防一部事務組合を含む。)のみならず、通過市町村も対象とすること。